

第 5 号議案

会費の改定について

第 5 号議案

会費の改定について

一般社団法人日本木材輸出振興協会の法人会員の年会費を以下のとおり改定する。

各会員の国産材輸出額に応じ次のとおりとする。

輸出額 1 億円未満	6 万円
1 億円以上 5 億円未満	10 万円
5 億円以上 10 億円未満	20 万円
10 億円以上 50 億円未満	30 万円
50 億円以上 100 億円未満	40 万円
100 億円以上	50 万円

なお、会員以外が会員のための情報を利用したい場合は、本協会に情報利用者として登録し、年間利用料 2 万円を支払うことで可能とする。また、団体や協議会が会員の場合、団体事務局以外の団体傘下の構成員が利用する場合も同様とする。

この年会費は、令和 4 年〇月より適用し、月割計算はしないものとする。

また、令和 4 年〇月以前に加入したものについては令和 5 年 4 月 1 日以降の適用とする。